

農業所得の申告についてのお知らせ

平成18年分（平成19年2～3月申告分）から農業所得標準が廃止になります。

農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」が原則です。

これまで、多くの方が農業所得標準（予め定められた10a当たりの単価）を活用して申告されていますが、農業所得標準が廃止された後は、すべて収支計算による申告が必要となります。

◎収支計算とは

「収入金額」から「必要経費」を差し引いて「所得金額」を計算する方法です。

収支計算をするには、出荷伝票や仕切書などの収入金額のわかる書類と、請求書や領収書などの支払金額のわかる書類の保存が必要です。

◎収支計算の手順

1. 取引の書類を保存する
2. ノートなどに集計する
3. 1年間の合計をまとめる
4. 決算修正を行う
※経費等の支払のうち、家事用に使用している部分は、家事費相当分を減算
5. 収支内訳書を作成する

◎確定申告のために

請求書や領収書などを保管する場所を決めておくとう便利です。

また、請求書や領収書の日付と金額は、それぞれ項目ごとに集計しやすいように帳簿やノートなどに記録（記帳）しておく、申告する時に役立ちます。

問合先：税務課税制係 ☎@8712

家屋調査にご協力を

●新築・増築された方へ

家屋を新築・増築されると、固定資産税（都市計画税）及び不動産取得税算出の基準となる固定資産評価のため、家屋調査をさせていただきます。家屋調査は、該当する建物（外部及び内部）の仕上げが完成した時点でを行います。

建築途中の家屋は、税務課担当職員が巡回して、完成時期・進捗状況を確認し、家屋調査のお願いをしています。完成時に建築主（所有者）の方からご連絡をいただければ幸いです。

なお、連絡がないまま放置されると、遡及課税の要因となりかねますのでご協力をお願いします。

●ご用意いただきたい書類

建築確認申請書（副本）

●取り壊された方へ

固定資産税（都市計画税）は1月1日現在に存在する家屋に課税されますので、家屋を取り壊されたときは速やかにご連絡をお願いします。

14 連絡先：税務課資産税係 ☎@8713

—収入及び支出に関する項目について—

収入金額となるもの

項目	具体的な計算方法等
農産物の販売金額	農産物の種類ごとに1年間の販売金額（消費税、手数料含む）を合計。
家事消費等	自家用及び事業用に消費した数量に、収穫時のいわゆる通常他に販売する価額を乗じて計算。
雑収入	作業受託収入、補助金、共済金などについてそれぞれ区分ごとに計算。

必要書類…JAの精算書、市場の仕切書、領収書の控え、振込みのあった預金通帳など。

必要経費となるもの

項目	具体的な内容
雇人費	常雇、臨時雇人費などの労賃、賄費など
小作料・賃作料	地主に支払う農地の借料、農業用建物、農機具の賃借料など
減価償却費	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費
利子割引料	農業にかかる借入金の支払利息
租税公課	農業用資産の固定資産税、自動車税、水利費など
種苗費	種もみ、種子苗などの購入費用
肥料費	肥料の購入費用
農具費	取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の農具の購入費用
農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費など
諸材料費	ビニール、縄、針金などの購入費用
修繕費	農機具、農業用車両、農業用建物などの修理に要した費用、車検代など
動力光熱費	農業に要した電気、水道などの料金、灯油、ガソリンなどの燃料費
作業用衣料費	作業衣、長靴などの購入費用
農業共済掛金	水稻、農業用車両などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	出荷の際の梱包費用、運賃、市場などに支払う手数料
土地改良費	土地改良事業の受益者負担金
雑費	上記以外で農業に関連して支払う費用

必要書類…領収書、請求書、通知書、引き落としのあった預金通帳など

口座振替のおすすめ

納税は口座振替制度をご利用されますと便利で安全です。

口座振替のお申し込みは、引き落としを希望される金融機関で依頼できます。

問合先：税務課税制係 ☎@8712

平成18年度市県民税（普通徴収）全期分・第1期分の

納期限は **6月30日（金）** です。

納期内完納にご協力をお願いします。